

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成 26 年函館市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項，第 32 条第 3 項，第 45 条第 3 項および第 48 条第
3 項中「または看護師」を「，看護師または准看護師」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，小規模保育事業 A 型等を行う事業所における保育士の配置について，当分の間，当該事業所に勤務する准看護師 1 人を保育士とみなすことができることとするため